

2026 年 12 月施行の制度改正に伴い、iDeCo の掛金の取扱いが見直されます。

現在、「月別指定（年単位）拠出」を選択している方は、2027 年 1 月以降、加入中の手数料が掛金の拠出回数にかかわらず、年間 1,440 円（月額 120 円）となります。（今回の見直しは国民年金基金連合会の手数料のみです。）

これに伴い、2026 年 12 月分（2027 年 1 月引落分）の掛金から「毎月定額拠出」への変更を希望する方を対象に、専用帳票による事前受付を行います。

今回の専用帳票では、「毎月定額拠出への変更」と同時に、掛金額の変更手続きを行うこともできます。

■対象者

次のいずれかに該当する方。

- ・現在、掛金を「月別指定（年単位）拠出」で納付している方
- ・2026 年 12 月分（2027 年 1 月引落分）から、掛金を「毎月定額拠出」に変更したい方
- ・「毎月定額拠出への変更」と同時に、掛金額の変更を希望する方

※現在の拠出方法・掛金額のままでよい方は、今回の手続きは不要です。

※掛金額には、加入者区分や加入している年金制度等による制限があります。

※掛金額の変更のみを希望する方は、別途ご案内する掛金額変更手続きの対象となる場合があります。

■手続き方法

本事前受付は、野村證券を運営管理機関とする iDeCo 加入者の方が対象です。

加入者区分に応じ、PDF をダウンロードしてください。ダウンロードが難しい場合は、コールセンターへお問い合わせください。

■受付期間

2026 年 9 月 1 日（火）から 2026 年 10 月 30 日（金）まで

※iDeCo 受付センター必着

※国民年金基金連合会の事務連絡上、運営管理機関・受付金融機関での受付期限は 2026 年 10 月

31 日ですが、当社では郵送期間を考慮し、2026 年 10 月 30 日（金）必着とします。

※不備や受付状況等により、2026 年 12 月分（2027 年 1 月引落分）からの変更に関に合わない場合があります。

■受付処理および受付後のご連絡について

提出書類は、2026 年 12 月以降、国民年金基金連合会において順次入力処理されます。

提出後、受付処理まで一定期間を要し、その間は手続きの進捗等のご案内はできません。ご了承ください。

書類の不備や確認事項がある場合に限り、当社からご連絡することがあります。

■手続きのキャンセルについて

提出後は、毎月定額拠出への変更および掛金額変更手続きのキャンセル（取消し）はできません。

提出前に、変更後の拠出方法・掛金額を必ずご確認ください。

■事前受付を利用しない場合

2026 年 12 月分より前に「毎月定額拠出」へ変更する場合は、現行の「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030）」を提出してください。

また、2026 年 12 月分（2027 年 1 月引落分）からの変更について、事前受付を利用しない場合は、通常の変更手続きの受付開始後に所定の手続きを行ってください。

ただし、通常の手続きでは変更の適用時期が異なる場合があります。

【ご注意ください】

- ・2027 年 1 月以降、加入中の手数料は月額 120 円となります。

（今回の見直しは、国民年金基金連合会の手数料のみです。）

- ・掛金引落しが一時停止または残高不足により未納となった場合、加入中の手数料は発生しません。

- ・掛金額の変更は、原則として年 1 回までです。ただし、2026 年 12 月施行の拠出限度額引上げに伴い、施行前の拠出限度額を超える金額への初回の増額変更については、2027 年 11 月 30 日まで、年 1 回の変更としてカウントされません。

- ・「月別指定（年単位）拠出」から「毎月定額拠出」への切替のみ、または「切替と同時に施行前の拠出限度額を超えない金額へ変更する場合」は、年 1 回の掛金額変更としてカウントされます。